

農地法第5条の許可申請に必要な書類 (各1通)

つくば市農業委員会

必 要 書 類	確認
1 許可申請書〔様式例第4号の2〕	
2 申請地の「登記事項証明書」(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)	
3 申請農地の位置図(縮尺1/25,000程度)【農地転用面積2ha以上の場合には添付】	
4 申請農地付近状況図(縮尺1/2,000程度で周辺500mの範囲)	
5 申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者、耕作者を明示する図面	
6 申請農地に設置しようとする建物または施設の種類(工作物含む)、平面図、規模、隣接地からの距離及び取水排水計画を明示する図面(配置図)	
7 申請農地が土地改良区域内にあるときは、当該土地改良区の意見書	
8 申請者が法人または団体の場合は、定款・寄付行為または規約の写し、法人の登記事項証明書、法人の事業概要書	
9 申請目的が自己用住宅・農家住宅以外の転用目的の場合は、事業計画書	
10 取水・排水計画を明示した図面(雨水・雑排水・し尿・工場排水の処理経路を図面に色分け)及び排水・取水について水利権者、漁業権者、もしくは水路管理者等の同意を必要とする場合は、それを証する書面またはその写し(申請区域外に排水する場合は放流河川等までの経路図も添付する)	
11 転用計画に要する資金証明(金融機関等の残高証明書、融資証明書、融資見込証明書金銭貸与証明書、贈与者の残高証明書等)※ただし、預貯金口座の通帳の写しの場合、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに原本証明を付したものであること	
12 見 積 書	
13 事業運営に必要な免許・資格等を必要とする場合は、取得していることを証明する書面または免許等の写し	
14 代理人による申請の場合は、代理権限を有することを証する書面(委任状)	
15 現在の勤務地が他都道府県の場合は、その距離及び通勤経路並びに所要時間を明らかにした書面	
16 都市計画法による開発許可または建築許可の適用のあるものは、許可申請書の写し	
17 国道・県道・市道・公有水路・土地改良水路等に隣接する農地を転用する場合で、その道路・水路を使用する場合(道路法面埋立・切り土・盛土・橋等により通路またはその他の利用)は、道路法第24条承認書(工事施工)及び第32条の占用許可書または申請書の写し、水路にあっては管理者の許可または同意を得た旨の書面または写し	
18 転用予定地内に道路・水路等がある場合は、これに対する措置を明らかにした書面	
19 当該転用事業に関連して、国土法及び森林法等他法令の規定により関係機関の許可及び同意等を要する場合は、その手続きをしたことを証する書面またはその写し	
20 移転(転居)の場合は、移転後の跡地利用計画書	
21 公共移転の場合は、事業者の証明書及び収用対象地の概要が確認できる書類	
22 申請地が一筆の内的一部分である場合には、申請地の測量図	
23 一時転用の場合は、事業完了後の作付計画書	
24 盛土を行う場合は、様式第1号「盛土に関する確認書」	

※ その他申請内容によって、上記以外の書類が必要になることがあります。